○金融庁告示第四十六号

アメリカン　ファミリー　ライフ　アシュアランス　カンパニー　オブ　コロンバスより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に規定する日本における代表者の住所の変更）があったので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十月三日

金融庁長官　森　信親

日本における代表者の氏名及び住所　チャールズ・ディトマース・レイク二世

東京都千代田区三番町六番四号

○政治資金適正化委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年十月三日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五一二六	二八、九、七	川島　信彦
五一二七	二八、九、七	田中　吉彦
五一二八	二八、九、七	原田　伸幸
五一二九	二八、九、七	石井　睦子
五一三〇	二八、九、七	植松　三文
五一三一	二八、九、七	中村　公人
五一三二	二八、九、七	鎗田　一

○政治資金適正化委員会告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十八年十月三日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
三五二八	今村　邦彦	二八、九、七	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第六十四号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年十月三日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
四四六四	村越　卓郎	五一二三　二七、一二、一	

○法務省告示第五百二十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十八年十月三日

法務大臣　金田　勝年

さいたま地方法務局所属　永村　俊朗

水戸地方法務局所属　衣笠　和彦

神戸地方法務局所属　小畑　勝義

○外務省告示第三百八十号

平成二十八年九月十六日にマナグアで、ニカラグア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がニカラグア共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日本側　大野正義在ニカラグア臨時代理大使

ニカラグア側　アルレテ・クリスティナ・マレンコ・メサ総括外務次官兼経済協力庁長官

平成二十八年十月三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百八十一号

平成二十八年五月二十五日にエレバンで、アルメニア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がアルメニア共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十八年七月十三日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　田口栄治在アルメニア大使

アルメニア側　ハイカラム・ムキタリャン非常事態省次官

平成二十八年十月三日

外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省告示第百三十八号

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十月三日

文部科学大臣　松野　博一

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

○厚生労働省告示第三百六十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医療機器として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十八年十月三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医療機器の名称	予定される使用目的、効能又は効果	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
チタンブリッジ	内転型癌肉性発声障害における症状の改善	ノーベルファーマ株式会社　東京都中央区日本橋小舟町十二番地十	平成二十八年九月二日

○農林水産省告示第千九百号

中央卸売市場における卸売業務の許可について告示した事項に変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月三日

農林水産大臣　山本　有二

変更後の卸売の業務を行う者に係る事項	
地位を承継する卸売業者の名称	株式会社丸市青果
地位を承継される卸売業者の名称	名果株式会社
卸売の業務を行う市場	名古屋市中央卸売市場北部市場
取扱品目の部類	青果部
合併の年月日	平成二十八年十月一日
変更前の卸売の業務を行う者に係る事項	
卸売の業務を行う者の名称	名果株式会社
卸売の業務を行う市場	名古屋市中央卸売市場北部市場
取扱品目の部類	青果部
許可の年月日	昭和三十一年五月二十五日

第三条第二項中「九千二百七十二人」を「九千四百三十人」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百三十九号

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十六年文部科学省令第十二号）附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の規定に基づき、平成二十九年度の私立の大学の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間を次のように定める。

平成二十八年十月三日

文部科学大臣　松野　博一

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の文部科学大臣が定める期間は、平成二十八年十月三日から十月十一日までとする。